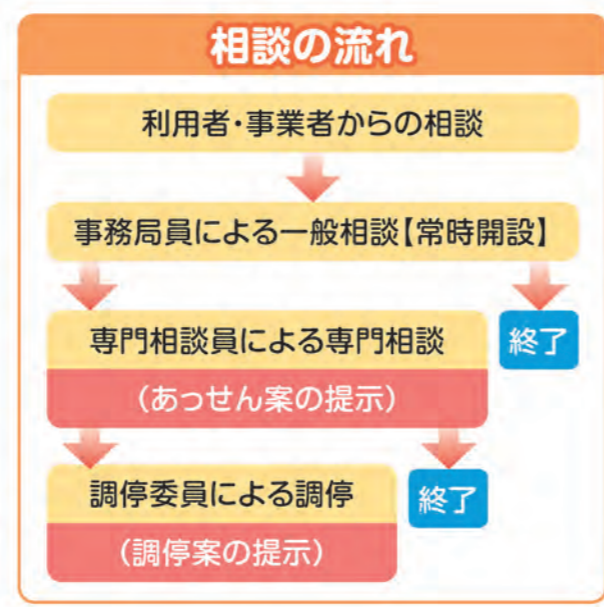


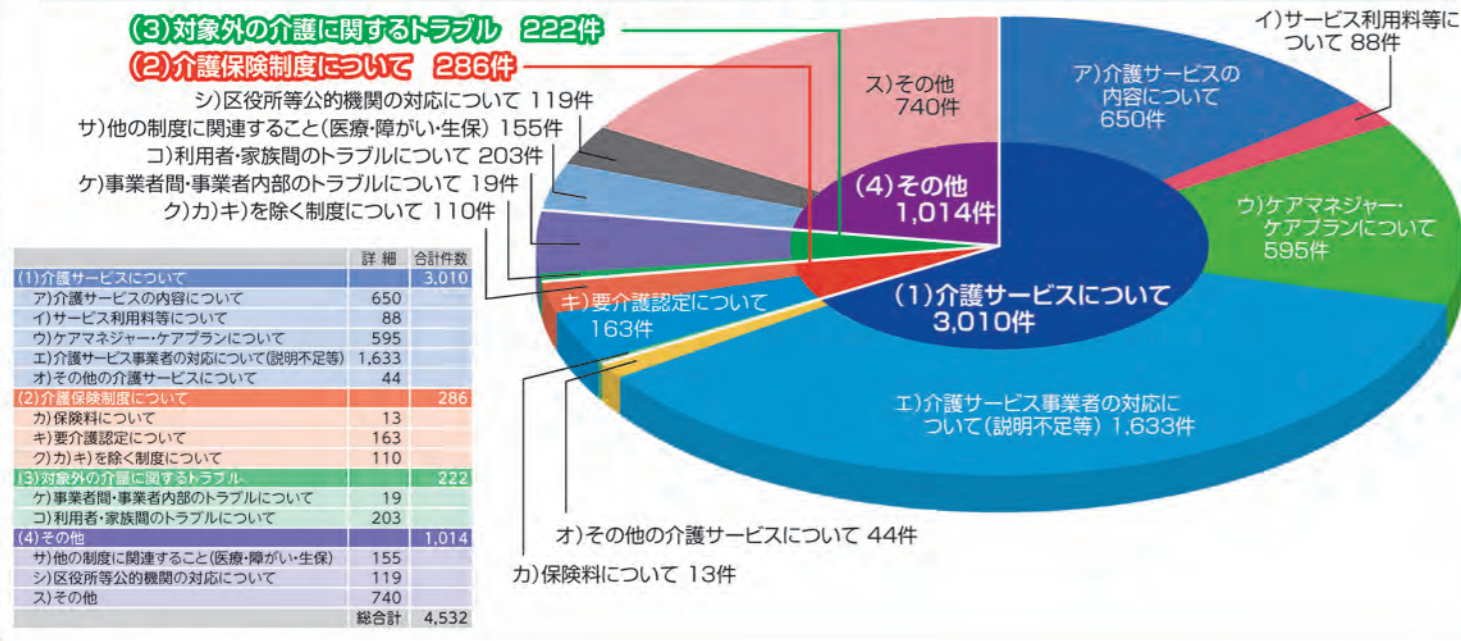
介護保険サービスの利用で、悩んだり、困ったりしていることはありませんか？

介護保険サービス等の利用者・家族と事業者双方の苦情・相談に対し、電話・来所による一般相談のほか、福祉・保健・医療・法律等、各分野の専門相談員によるあっせん、センターの調停委員による調停を行い、迅速に問題の解決を図ります。

- 【相談ができる方】**
- 介護保険サービス等の提供を受けている又は受けようとしている大阪市内の高齢者など(本人またはその家族)
 - 介護保険サービス等を提供している大阪市内の事業者
 - 大阪市内の利用者にサービスを提供している大阪市外の事業者

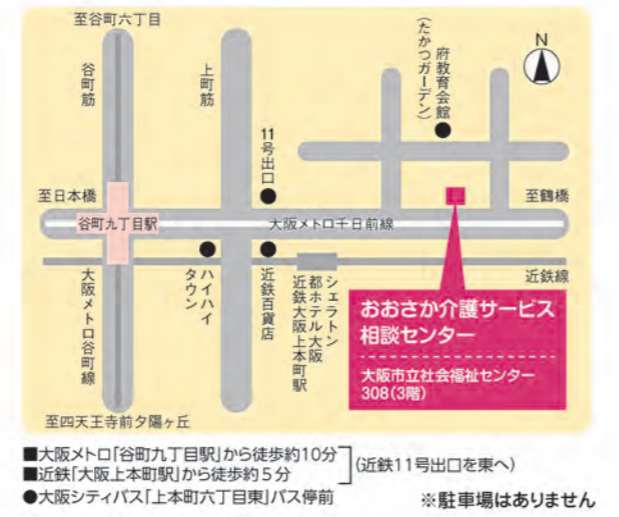


平成31年4月～令和2年3月 苦情相談件数 (2,994件) ※相談内容が複数の項目に該当する場合があり合計4,532件



社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会
おおさか介護サービス相談センター
 〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12番10号
 (大阪市立社会福祉センター308)
 TEL. 06-6766-3800・06-6766-3855
 FAX. 06-6766-3822
 ホームページ <http://www.kaigo-osaka.ne.jp/>
 メールでのご相談も受け付けています。

相談日時 平日 午前9時から午後5時まで
 ※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く



おおさか介護サービス 相談センター だより

第34号
 発行
 2020(令和2)年
 9月15日



介護保険サービスの利用のポイント (ケアマネジャー)

平成12年4月に介護保険制度がスタートして、20年が経過しました。当初は、介護保険の仕組みや利用方法など介護保険制度の浸透に時間がかかりましたが、現在では、多くの高齢者の方に介護保険制度が知られるようになりました。

ただ、実際に介護保険サービスを利用するには、大阪市認定事務センターへ「要介護認定・要支援認定」の申請を行い、認定を受けたのち、要介護者はケアマネジャー(居宅介護支援専門員)にケアプランの作成を依頼する必要があります。ただし、要支援の場合には、地域包括支援センターにケアプラン作成の依頼をします。このような具体的な手続きや利用の仕方などが、よくわからない方もおられるかと思えます。

今回から、介護保険サービスを利用する際に、注意すべき点や利用のポイントなどをご紹介します。

初回のテーマは、ケアマネジャーです。ケアマネジャーは、現在介護保険サービスを利用されている方やこれから利用される方にとって、ケアプラン作成など介護保険サービスの重要な役割を担っています。

ケアマネジャーには、ご自宅等で介護サービスを利用するための支援を行うケアマネジャーと、施設等に所属しているケアマネジャーがいます。今回はご自宅等で利用されるケアマネジャーについて、ご説明します。

大阪市では、令和2年4月1日現在約1,400か所のケアプランセンターがあります。要介護認定を受けておられる高齢者の方をはじめ、多くの市民の方々がケアマネジャーの役割を理解していただき、スムーズに、適切に介護保険サービスを利用していただければと考えます。

